

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>Ⅲ 銀行監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ－１ 一般的な事務処理</p> <p>Ⅲ－１－４ 監督部局間における連携 （１）金融庁との連携</p> <p>施行規則第 37 条の規定により、銀行から財務局に対し、銀行法施行令（以下「施行令」という。）第 17 条の 2 第 1 項及び第 17 条の 3 第 1 項の規定に基づき金融庁長官の権限のうち財務局長（福岡財務支局長及び沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）に委任されている権限以外の権限に係る認可又は承認等の申請があったときは、<u>事情を調査の上、財務局の意見を付して、監督局長に進達することとするほか、当該銀行に関して参考となる情報があれば、適宜、監督局担当部門に情報提供するなど、密接な連携に努めるものとする。</u></p>	<p>Ⅲ 銀行監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ－１ 一般的な事務処理</p> <p>Ⅲ－１－４ 監督部局間における連携 （１）金融庁との連携</p> <p><u>銀行から財務局に対し、事前相談や認可又は承認等の申請があったときは、以下の点に留意するものとする。</u></p> <p>① 施行規則第 37 条の規定により、銀行から財務局に対し、銀行法施行令（以下「施行令」という。）第 17 条の 2 第 1 項及び第 17 条の 3 第 1 項の規定に基づき金融庁長官の権限のうち財務局長（福岡財務支局長及び沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）に委任されている権限以外の権限に係る認可又は承認等に係る事前相談があったときは、<u>速やかに監督局担当部門に連絡の上、同部門及び財務局が一体となってヒアリングを実施し、また、これに係る申請があったときは、速やかに監督局長に進達することとするほか、当該銀行に関して参考となる情報があれば、適宜、監督局担当部門に情報提供するなど、密接な連携に努めるものとする。</u></p> <p>② <u>Ⅲ－４－２（４）に係る事前相談があった場合は、速やかに監督局担当部門に連絡のうえ、同部門及び財務局が一体となったヒアリングを実施することとする。なお、当該銀行に関して参考となる情報があれば、適宜、同部門に情報提供す</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>Ⅲ－３ 法令解釈等の照会を受けた場合の対応</p> <p>Ⅲ－３－２ 照会に対する回答方法 (2) 財務局が照会を受けた際、回答に当たって判断がつかないもの等については、<u>「連絡箋」(様式・参考資料編 様式 III-3-2 (2))を作成し、金融庁担当課室と電子メール等により協議する。</u></p> <p>V 協同組織金融機関</p> <p>V－３ 信用金庫及び信用金庫連合会関係</p> <p>V－３－１ 監督部局間における連携</p> <p>V－３－１－１ 金融庁との連携 (1) 信用金庫法施行規則第 171 条の規定により、信用金庫から財務局に対し信用金庫法施行令第 10 条の 2 第 1 項の規定に基づき、金融庁長官の権限のうち財務局長に委任されている権限以外の権限に係る免許、認可（予備審査を含む。）又は承認の申請があったときは、<u>事情を調査の上、財務局の意見を付して監督局長に進達することとするほか、同法施行令第 10 条の 2 第 1 項の規定に基づき財務局長に権限委任された認可等のうち、合併や事業譲渡など重要な認可等が必要となるよう</u></p>	<p><u>るなど、密接な連携に努めるものとする。</u></p> <p>Ⅲ－３ 法令解釈等の照会を受けた場合の対応</p> <p>Ⅲ－３－２ 照会に対する回答方法 (2) 財務局が照会を受けた際、回答に当たって判断がつかないもの等については、<u>速やかに監督局担当部門に照会内容を連絡し、同部門及び財務局が一体となったヒアリングの実施などにより協議する。</u></p> <p>V 協同組織金融機関</p> <p>V－３ 信用金庫及び信用金庫連合会関係</p> <p>V－３－１ 監督部局間における連携</p> <p>V－３－１－１ 金融庁との連携 (1) <u>信用金庫から財務局に対し、事前相談や認可又は承認等の申請があったときは、以下の点に留意するものとする。</u> ① 信用金庫法施行規則第 171 条の規定により、信用金庫から財務局に対し信用金庫法施行令第 10 条の 2 第 1 項の規定に基づき、金融庁長官の権限のうち財務局長に委任されている権限以外の権限に係る免許、認可（予備審査を含む。）又は承認に係る事前相談があったときは、<u>速やかに監督担当部門に連絡の上、同部門及び財務局が一体となったヒアリング</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>な情報を入手したときは、速やかに、監督局担当部門に情報提供するなど、金融庁と密接な連携に努めるものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>V-4 信用協同組合及び信用協同組合連合会関係</p> <p>V-4-1 監督部局間における連携</p> <p>V-4-1-1 金融庁との連携</p> <p>(1) 信用協同組合に関して、財務局長に権限委任された認可又は</p>	<p><u>を実施し、また、これに係る申請があったときは、速やかに監督局長に進達することとするほか、同法施行令第10条の2第1項の規定に基づき財務局長に権限委任された認可等のうち、合併や事業譲渡など重要な認可等が必要となるような情報を入手したときは、速やかに、監督局担当部門に情報提供するなど、金融庁と密接な連携に努めるものとする。</u></p> <p>② <u>Ⅲ-4-2(4)に係る事前相談があった場合は、速やかに監督局担当部門に連絡のうえ、財務局及び同部門が一体となったヒアリングを実施することとする。なお、当該信用金庫に関して参考となる情報があれば、適宜、同部門に情報提供するなど、密接な連携に努めるものとする。</u></p> <p><u>(注) なお、既に他の金融機関において同様の事例がある場合には、財務局においてヒアリングを実施することも可能とする。その場合、ヒアリング結果を速やかに監督局担当部門に報告するものとする。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>V-4 信用協同組合及び信用協同組合連合会関係</p> <p>V-4-1 監督部局間における連携</p> <p>V-4-1-1 金融庁との連携</p> <p>(1) <u>信用協同組合から財務局に対し、事前相談や認可又は承認等</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>承認等のうち、設立、合併、事業譲渡など重要な認可等が必要となるような情報を入手したときは、事案の概要及びその他参考となる情報を速やかに監督局担当部門に情報提供することとするほか、当該重要な認可（予備審査を含む。）の申請があったときは、財務局の処理方針（事案の概要及びその他参考となる情報を含む。）を付して監督局長に協議するなど、金融庁と密接な連携に努めるものとする。</p> <p>（２）（略）</p> <p>V-5 労働金庫及び労働金庫連合会関係</p> <p>V-5-1 監督部局間における連携</p>	<p><u>の申請があったときは、以下の点に留意するものとする。</u></p> <p>① 信用協同組合に関して、財務局長に権限委任された認可又は承認等のうち、設立、合併、事業譲渡など重要な認可等が必要となるような情報を入手したときは、事案の概要及びその他参考となる情報を速やかに監督局担当部門に情報提供することとするほか、当該重要な認可（予備審査を含む。）の申請があったときは、財務局の処理方針（事案の概要及びその他参考となる情報を含む。）を付して監督局長に協議するなど、金融庁と密接な連携に努めるものとする。</p> <p>② <u>Ⅲ-4-2（４）に係る事前相談があった場合は、速やかに監督局担当部門に連絡のうえ、財務局及び同部門が一体となったヒアリングを実施することとする。なお、当該信用協同組合に関して参考となる情報があれば、適宜、同部門に情報提供するなど、密接な連携に努めるものとする。</u></p> <p><u>（注）なお、既に他の金融機関において同様の事例がある場合には、財務局においてヒアリングを実施することも可能とする。その場合、ヒアリング結果を速やかに監督局担当部門に報告するものとする。</u></p> <p>（２）（略）</p> <p>V-5 労働金庫及び労働金庫連合会関係</p> <p>V-5-1 監督部局間における連携</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>V-5-1-1 金融庁と財務局間における連携</p> <p>(1) 法令の規定により内閣総理大臣又は金融庁長官及び厚生労働大臣に提出する免許、認可又は承認に関する申請書その他の書類の経路については労働金庫法施行令第12条の規定等によることとされているが、これら書類を財務局（財務事務所の所在する都道府県においては、当該財務事務所を経由する。）において受理したときは、<u>事情を調査の上、財務局の意見を付して監督局長に進達することとする</u>ほか、当該労働金庫に関して参考となる情報があれば、適宜、監督局担当部門に情報提供するなど、金融庁と密接な連携に努めるものとする。</p>	<p>V-5-1-1 金融庁と財務局間における連携</p> <p>(1) <u>労働金庫から財務局に対し、事前相談や認可又は承認等の申請があったときは、以下の点に留意するものとする。</u></p> <p>① 法令の規定により内閣総理大臣又は金融庁長官及び厚生労働大臣に提出する免許、認可又は承認に関する申請書その他の書類の経路については労働金庫法施行令第12条の規定等によることとされているが、これら書類を財務局（財務事務所の所在する都道府県においては、当該財務事務所を経由する。）において受理したときは、<u>速やかに監督担当部門に連絡の上、同部門及び財務局が一体となったヒアリングを実施し、また、これに係る申請があったときは、速やかに監督局長に進達することとする</u>ほか、当該労働金庫に関して参考となる情報があれば、適宜、監督局担当部門に情報提供するなど、金融庁と密接な連携に努めるものとする。</p> <p>② <u>Ⅲ-4-2(4)に係る事前相談があった場合は、速やかに監督局担当部門に連絡のうえ、財務局及び同部門が一体となったヒアリングを実施することとする。なお、当該労働金庫に関して参考となる情報があれば、適宜、同部門に情報提供するなど、密接な連携に努めるものとする。</u></p> <p>(注) <u>なお、既に他の金融機関において同様の事例がある場合には、財務局においてヒアリングを実施することも可能とする。その場合、ヒアリング結果を速やかに監督局担当部門に報告するものとする。</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 案
(2) (略)	(2) (略)

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（様式・資料編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
II 財務局報告等様式集 <u>III-3-2 (2)</u>	II 財務局報告等様式集 <u>III-3-2 (2)</u> 削除